

平成25年度

学校保健体育運営管理事業

評価表

[単位：千円、人]

1 事務事業の位置付け (Plan)						
所管部課名	学校教育課			担当者	玉利 勝美	
根拠法令等	薩摩川内市教育委員会関係補助金等交付要綱					
事業の種類	☒ ソフト事業 ☐ 建設・整備事業 ☐ 施設管理 ☐ 内部管理					
政策	地域の特色を活かした教育・文化のまちづくり			施策	スポーツの振興	
				小施策	スポーツの振興	
一体化躍動プラン						
重点施策						
予算科目等	会計	一般会計				
	款	教育費	項	教育総務費	目	学校保健費
	事項	学校保健体育運営管理費		細事項	学校保健体育運営管理費	
2 事務事業の実施 (Do)						
事業の内容	概要	児童・生徒の体力向上及び競技力向上の推進、体育の振興に資する活動の実施				
	対象（誰を、何を対象とする事業か）	市内小中学生及び市小体連・地区中体連				
	手段（市がどのような活動をするか）	小体連への補助金交付及び小体連陸上記録会・水泳大会に係る児童輸送用バス借上げ及び地区中体連負担金				
	意図（どのような目的で事業を行うか）	児童・生徒の体力向上及び競技力向上の推進、体育の振興に資する。				
	事業開始年度	平成16年度				
		指標名		目標値	目標年度	
	活動指標	大会参加者人数		1,200人	平成25年度	
成果指標	—		—	—		
経費及び指標の推移	項目	平成23年度 決算額	平成24年度 決算額	平成25年度 予算額	平成26年度 見込額	平成27年度 見込額
	事務事業費	6,033	5,316	5,724	5,735	5,735
	使用料及び賃借料	1,909	1,654	1,942	1,950	1,950
	負担金	1,479	1,428	1,447	1,450	1,450
	補助金	2,645	2,234	2,335	2,335	2,335
	小学校体育連盟 運営補助金	809	531	791	791	791
	校外活動補助金	1,270	1,154	1,200	1,200	1,200
	学校保健会運営 補助金	566	549	344	344	344
	財源内訳					
	国・県支出金					
	その他					
	一般財源	6,033	5,316	5,724	5,735	5,735
	要員配置状況	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50
	職員	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50
	嘱託員 臨時職員等					
活動実績・計画	1,659人	1,433人	1,175人	1,200人	1,100人	
成果指標の推移	—	—	—	—	—	
特筆すべき事項等	特になし					

3 事務事業の視点別評価 (Check)	
妥当性	対象・手段の妥当性 ☒ 妥当である ☐ 改善の余地はある ☐ 妥当ではない (上記選択の理由) 大会開催に要する経費及び中体連運営に要する負担金である。
	市が関与すべき妥当性 ☒ 市が関与すべき ☐ 民間でも可能 ☐ 民間で実施すべき (上記選択の理由) 市でなければ関与できないと思われる。
効率性	事業費の削減余地 ☐ 削減の余地がある ☒ 削減の余地はない (上記選択の理由) 児童輸送に必要な台数及び生徒数に応じた負担金である。
	要員配置の削減余地 ☐ 削減の余地がある ☐ 削減の余地はない (上記選択の理由) 最低限の要員で配置している。
有効性	成果の達成度 ☒ 達成度はかなり高い ☐ 達成度はやや高い ☐ 達成度は低い (上記選択の理由) 大会新記録数や大会参加数から判断した。
	成果の向上余地 ☒ 余地がかなりある ☐ 余地がある程度ある ☐ 余地はほとんどない (上記選択の理由) 児童生徒の大会出場を通して、記録の更新や大会出場に向けた意欲が高まっている。 大会参加に向けた教師の指導力向上が図られている。
4 事務事業の改革・改善の方向性 (Action)	
内部評価(一次)結果	今後の改革の方向性 ☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続⇒今後の方向性 ☐ 拡大 ☐ 他の事業と統合 ☐ 手段の改善 ☐ 移管 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止
	上記方向の理由 小学校陸上・水泳記録会は、小学校体育連盟が県下全ての市町で行っている記録会であり、本市においても今後も継続して参加することとしている。 県中学総体出場は生徒にとって高い目標となっており、体力・競技力向上のための動機の一つになっている。
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 特になし
外部評価(二次)結果	事務事業の視点別評価 妥当性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 効率性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 有効性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い
	今後の改革の方向性 ☐ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続⇒今後の方向性 ☐ 拡大 ☐ 他の事業と統合 ☐ 手段の改善 ☐ 移管 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止
	まとめ(補助金等評価を含む。)

所管部課名	学校教育課	担当者	玉利 勝美					
事務事業名	小学校体育連盟運営補助金							
根拠法令	薩摩川内市教育委員会関係補助金等交付要綱							
補助経過年数	16年以上20年以下							
平成25年度 予算額	791 千円	国県支出金 千円	その他 千円	一般財源 791 千円	その他の内容			
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	大会参加者人数		1,350人		平成25年度			
成果指標②	新記録数（水泳記録会・陸上記録会）		30個		平成25年度			
補助対象者	薩摩川内市小学校体育連盟							
補助対象経費	①鹿児島県小学校体育連盟負担金 ②会議費・旅費 ③水泳記録会・陸上記録会大会運営費							
補助対象事業・活動の内容	①水泳記録会・陸上記録会の開催 ②体力向上の推進、体育の振興に資する活動の実施							
	分類	■運営補助のみ □事業補助のみ □運営補助と事業補助の両方 □その他						
補助金額又は補助率	補助対象経費の合計額							
補助金額又は補助率の積算方法	事業計画に基づき積算							
補助を受ける事業（団体）等の 過去3カ年の決算状況	項目		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
	収入	自己資金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	374,813	96.5%	809,151	100.0%	530,969	100.0%
		利子	86	0.0%	54	0.0%	42	0.0%
		（前年度繰越金）	13,575	3.5%	0	0.0%		0.0%
		計	388,474	100.0%	809,205	100.0%	531,011	100.0%
	支出	事業費	388,474	100.0%	809,205	100.0%	531,011	100.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）	0	0.0%		0.0%		0.0%
計		388,474	100.0%	809,205	100.0%	531,011	100.0%	
支出計/前年度支出計				208.3%		65.6%		
自己資金/前年度自己資金								
翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%		0.0%		
交付件数		1件		1件		1件		
成果指標の推移①		822人		1,659人		1,433人		
成果指標の推移②		0個		44個		24個		
特記すべき事項等	①この補助金については、継続すべきである。 ②陸上記録会は、H24年度から全小学校が市陸上競技場に集い開催している（従来は地域別に開催）。 ③水泳記録会は、H25年度から川内地域、樋脇・入来・東郷・祁答院地域、下甕地域の3地域別に開催している（従前は4地域で開催）。 ④H24年度の補助金評価委員会からの意見に対しては、大会運営方法や経費削減等について検討している。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=合致しない】

要件	項 目	主管課	評価した内容についての説明 (合致しない理由や課題を含む)
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	B	本事業は、本市内の児童の体力・競技力の向上を目指しており、市民の利益の増進に寄与していると考ええる。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	全市的な大会を運営するため、市全体としての専門的な組織が必要であり、当該団体が適当だと考える。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。(その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。)	A	当該団体が企画・運営する水泳記録会や陸上記録会を通して、本市の記録や自分の目標を掲げ、それに向け、日頃から練習に取り組む姿が見られるようになり、体力・競技力の向上ということから、効果を上げている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	B	児童の指導等専門的な知識や技能が必要であり、各学校の教職員によって組織される本団体が行うことが適当だと考える。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。(交付要綱の補助基準)	A	当該補助金は、本市児童の体力・競技力向上のみに活用されており、これまでの実績からも補助額は妥当だと考える。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	B	当該補助金によって団体の活動が維持され、水泳記録会や陸上記録会が実施されている。自助努力で収入を生み出すことは困難。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	B	当該団体は、教職員の健康・体力づくりのためのスポーツ大会も企画・運営しており、一定の公益性があると考ええる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	当該団体は、本市内の児童及び教職員で組織されており、補助金以外の財源を見いだすことは困難である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	当該団体の活動が本市児童の体力運動能力の向上を目指すものであり、事業内容も本教育委員会が共催している陸上・水泳記録会が主たるものであるため、公費を充てるものとして妥当である。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価 (二次) 結果	今後の改革の方向性 ■ 現状のまま継続 □ 見直しの上で継続⇒今後の方向性 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □移管 □縮小 □ 休止 □ 廃止
	上記方向の理由 ①当該団体は、本市内の児童・及び教職員で組織されており、自主財源を確保することは難しい。 ②当該団体は、自主財源がなく、本補助金のみで運営していることから自立することは難しいと考える。 ③当該団体の実施する事業により、児童の運動に対する意欲の醸成や、体力・競技力の向上が着実に図られている。
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 組織の見直し、業務推進体制の効率化を図っていく。

小学校体育連盟運営補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市教育部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第103号）第2条の表に掲げる小学校体育連盟運営補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 小学校体育連盟運営補助金に係る補助事業等は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 小学校体育連盟運営補助金の交付を申請した小学校体育連盟（以下「申請者」という。）が体育の振興に資する事業を行うものであること。
- (2) 前号の小学校体育連盟事業計画の目的達成に資することが明白であること。

(補助金の額)

第3条 小学校体育連盟運営補助金の額は、次条に定める経費の合計額とする。

(補助対象経費)

第4条 小学校体育連盟運営補助金は、次の各号に掲げる会議費、消耗品等に要する経費について交付する。

- (1) 鹿児島県小学校体育連盟への負担金
- (2) 理事会旅費
- (3) 水泳記録会及び陸上記録会の賞状・記録証、メダル
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる消耗品等

(交付の申請)

第5条 小学校体育連盟運営補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年6月30日とする。

(交付の基準)

第6条 小学校体育連盟運営補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に小学校体育連盟補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 小学校体育連盟運営補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 小学校体育連盟運営補助金の効果(条例第4条第2項第1号の効果をいう。)は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

(1) 本市における水泳・陸上記録会の児童の記録

(2) 本市の児童生徒の体力・運動能力調査結果

(補助事業者等の責務)

第9条 小学校体育連盟運営補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の小学校体育の正常な発展と教職員の健康増進に努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

(見直し期間)

2 小学校体育連盟運営補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、毎年度検討を行い、その結果に基づいて、翌年度において所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

所管部課名	学校教育課	担当者	玉利 勝美					
事務事業名	校外活動補助金							
根拠法令	薩摩川内市教育委員会関係補助金等交付要綱							
補助経過年数	16年以上20年以下							
平成25年度 予算額	1,200 千円	国県支出金 千円	その他 千円	一般財源 1,200 千円	その他の内容			
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	大会参加者人数		600人		平成25年度			
成果指標②	—		—		—			
補助対象者	県中学校総合体育大会出場校PTA							
補助対象経費	県中学校総合体育大会に出場するための経費の一部							
補助対象事業・活動の内容	県中学総合体育大会への参加							
	分類	■運営補助のみ □事業補助のみ □運営補助と事業補助の両方 □その他						
補助金額又は補助率	生徒一人あたり2,000円							
補助金額又は補助率の積算方法	定額補助							
補助を受ける事業（団体）等の 過去3カ年の決算状況	項目		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
			金額（千円）	割合（％）	金額（千円）	割合（％）	金額（千円）	割合（％）
	収入	自己資金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	1,114,000	100.0%	1,270,000	100.0%	1,154,000	100.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（前年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
		計	1,114,000	100.0%	1,270,000	100.0%	1,154,000	100.0%
	支出	事業費	1,114,000	100.0%	1,270,000	100.0%	1,154,000	100.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
		計	1,114,000	100.0%	1,270,000	100.0%	1,154,000	100.0%
支出計/前年度支出計				114.0%		90.9%		
自己資金/前年度自己資金								
翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%		0.0%		
交付件数		13件		13件		14件		
成果指標の推移①		557人		635人		577人		
成果指標の推移②		—		—		—		
特記すべき事項等	①継続すべき事業である。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=合致しない】

要件	項 目	主管課	評価した内容についての説明 (合致しない理由や課題を含む)
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	B	本市中学生の体力・競技力の向上をねらいとしているものであり、市民の利益の増進に寄与しているものと考ええる。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	ほとんどの県大会が市外で開催されることから、保護者の個人負担の軽減等、本市中学生の県大会出場に大きく役立っていると考ええる。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。(その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。)	A	本市中学生の県大会での活躍を通して、市全体の中学生の体力・競技力の向上が図られる。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	県大会出場が学校単位であり、出場種目も学校ごとに異なるため、各学校にある団体に補助をした方が妥当である。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。(交付要綱の補助基準)	B	補助金が本市中学生の部活動の県大会への出場に活用されており、補助額も妥当であると考ええる。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	B	当該団体が自己資金で補助をすることは、資金面から困難である。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	当該団体は、各学校に設置されており、あらゆる面で学校を支援していることから公益性が認められる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	当該補助金によって部活動を活性化させ、本市中学生の県大会での活躍と競技力向上が期待できる。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	本市中学生を対象とした補助金であり、それを通して市全体の体力・競技力の向上を期待できるので、公費を充てることは妥当性がある。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価 (二次)結果	今後の改革の方向性 ☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続⇒今後の方向性 ☐ 拡大 ☐ 他の補助金と統合 ☐ 補助内容の改善 ☐ 休止 ☐ 移管 ☐ 縮小 ☐ 廃止
	上記方向の理由 本市中学生の体力・競技力の向上をねらいとしているものであり、市民の利益の増進に寄与しているものと考ええる。また、ほとんどの県大会が市外で開催されることから、保護者の個人負担の軽減等、本市中学生の県大会出場に大きく役立っていると考ええる。
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 補助金額の妥当性について、今後検討していく必要がある。

校外活動補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市教育委員会関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第103号）第2条の表に掲げる校外活動補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 校外活動補助金に係る補助事業等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 校外活動補助金の交付を申請した中学校が計画する校外活動の一層の充実と健全な運営を図るものであること。
- (2) 前号の校外活動計画の達成に資することが明白であること。

(補助金の額)

第3条 校外活動補助金の額は、県中学校総合体育大会に参加するため、大会実施事務局に登録した、生徒1人当たり2,000円とする。ただし、同一競技において、団体戦と個人戦に重複して出場する場合には、団体戦のみの交付とする。

(補助対象経費)

第4条 校外活動補助金は、県中学校総合体育大会への参加に要する経費及び校外活動の充実を図るための経費の一部について交付する。

(交付の申請)

第5条 校外活動補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年11月30日とする。

(交付の基準)

第6条 校外活動補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 当該申請者に校外活動補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 校外活動補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 校外活動補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) 県中学校総合大会への参加者数
- (2) 中学校における部活動への所属者数

(補助事業者等の責務)

第9条 校外活動補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の教育行政諸施策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

(見直し期間)

- 2 校外活動補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、毎年度検討を行い、その結果に基づいて、翌年度において所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

平成22年度校外活動補助金学校別変更後 明細(夏季県大会及び駅伝大会出場分)

		川内北中	川内中央中	川内南中	水引中	高江中	平成中	高城西中	樋脇中	入来中	東郷中	祁答院中	合計
陸上	男	18,000	10,000	28,000		14,000	12,000			8,000		4,000	
	女	24,000	20,000	16,000			4,000		2,000			4,000	164,000
水泳	男	18,000	12,000	32,000			2,000					2,000	
	女	8,000	12,000	10,000									96,000
体操	男	2,000	2,000										
	女		4,000										8,000
バスケットボール	男	40,000	36,000	30,000									
	女	40,000	40,000	30,000									216,000
サッカー	男	36,000							36,000				
	女												72,000
軟式野球	男			36,000									
	女												36,000
バレーボール	男	26,000											
	女		24,000						26,000			26,000	102,000
ソフトテニス	男	4,000		16,000									
	女	16,000	16,000	16,000	4,000						16,000		88,000
卓球	男	16,000											
	女	16,000	16,000				2,000						50,000
ソフトボール	男												
	女	38,000		20,000									58,000
柔道	男	8,000	16,000	20,000								4,000	
	女	8,000	18,000	10,000									84,000
剣道	男	12,000	14,000		14,000								
	女		10,000	2,000								2,000	54,000
新体操	男												
	女	6,000	4,000				2,000				2,000		14,000
駅伝	男		20,000	20,000									
	女			16,000							16,000		72,000
合 計		336,000	274,000	302,000	18,000	14,000	22,000	0	64,000	8,000	34,000	42,000	1,114,000

30.2 24.6 27.1

81.9

平成23年度校外活動補助金学校別明細(夏季県大会・駅伝分)

		川内北中	川内中央中	川内南中	水引中	高江中	平成中	高城西中	樋脇中	入来中	東郷中	祁答院中	合計
陸上	男	24,000	16,000	24,000		6,000	4,000			2,000		4,000	
	女	22,000	28,000	16,000		2,000	2,000		2,000	10,000		2,000	164,000
水泳	男	18,000	12,000	36,000			2,000					4,000	
	女	10,000	14,000	10,000								4,000	110,000
体操	男												
	女		4,000										4,000
バスケットボール	男	40,000	38,000	40,000			26,000						
	女	40,000	30,000	32,000									246,000
サッカー	男			36,000					36,000				
	女												72,000
軟式野球	男		40,000		32,000							36,000	
	女											4,000	112,000
バレーボール	男	26,000							24,000				
	女		24,000									26,000	100,000
ソフトテニス	男	20,000	16,000	16,000									
	女			16,000						16,000			84,000
卓球	男	16,000	2,000	6,000									
	女	16,000	16,000	16,000									72,000
ソフトボール	男												
	女	40,000		26,000									66,000
柔道	男	14,000	12,000	6,000								14,000	
	女	10,000	12,000	2,000								2,000	72,000
剣道	男	2,000	14,000	14,000	12,000							2,000	
	女	14,000	12,000	2,000								2,000	74,000
新体操	男												
	女		2,000			2,000					2,000		6,000
ホッケー	男								16,000				
	女								16,000				32,000
駅伝	男		20,000	20,000									
	女	16,000											56,000
合 計		328,000	312,000	318,000	44,000	8,000	36,000	0	94,000	12,000	18,000	100,000	1,270,000

H24 校外活動補助金一覧（県中体連 大会出場）

学校名	川内北中	川内中央中	川内南中	水引中	高江中	平成中	樋脇中	入来中	東郷中	祁答院中	合計
総額 (全体比)	288,000 25.0%	288,000 25.0%	398,000 34.5%	10,000 0.9%	2,000 0.2%	42,000 3.6%	26,000 2.3%	50,000 4.3%	14,000 1.2%	36,000 3.1%	1,154,000
陸上	人 補助額 22 44,000	人 補助額 34 68,000	人 補助額 15 30,000		人 補助額 1 2,000	人 補助額 11 22,000		人 補助額 7 14,000	人 補助額 5 10,000	人 補助額 6 12,000	人 補助額 101 202,000
サッカー	人 補助額 13 26,000	人 補助額 13 26,000	人 補助額 26 52,000					人 補助額 36,000			人 補助額 36 72,000
水泳	人 補助額 13 26,000	人 補助額 13 26,000	人 補助額 26 52,000					人 補助額 36,000	人 補助額 2 4,000	人 補助額 3 6,000	人 補助額 57 114,000
剣道	人 補助額 13 26,000	人 補助額 13 26,000	人 補助額 5 10,000	人 補助額 5 10,000						人 補助額 2 4,000	人 補助額 25 50,000
柔道	人 補助額 8 16,000	人 補助額 12 24,000	人 補助額 6 12,000							人 補助額 7 14,000	人 補助額 33 66,000
男子バスケット	人 補助額 20 40,000	人 補助額 20 40,000	人 補助額 20 40,000								人 補助額 60 120,000
女子バスケット	人 補助額 18 36,000	人 補助額 12 24,000	人 補助額 20 40,000								人 補助額 38 76,000
男子バレー	人 補助額 12 24,000	人 補助額 12 24,000									人 補助額 12 24,000
女子バレー	人 補助額 12 24,000	人 補助額 12 24,000	人 補助額 12 24,000								人 補助額 24 48,000
男子ソフトテニス	人 補助額 8 16,000	人 補助額 10 20,000	人 補助額 8 16,000								人 補助額 18 36,000
女子ソフトテニス	人 補助額 8 16,000	人 補助額 10 20,000	人 補助額 10 20,000								人 補助額 18 36,000
男子卓球	人 補助額 8 16,000	人 補助額 1 2,000	人 補助額 8 16,000								人 補助額 17 34,000
女子卓球	人 補助額 10 20,000	人 補助額 8 16,000	人 補助額 8 16,000								人 補助額 26 52,000
女子ソフトボール	人 補助額 18 36,000	人 補助額 16,000	人 補助額 10 20,000								人 補助額 28 56,000
野球	人 補助額 16,000	人 補助額 2,000	人 補助額 20 40,000								人 補助額 20 40,000
空手道	人 補助額 10 20,000	人 補助額 2 4,000	人 補助額 1 2,000			人 補助額 1 2,000					人 補助額 4 8,000
新体操	人 補助額 36,000	人 補助額 4,000	人 補助額 2 4,000								人 補助額 2 4,000
バドミントン	人 補助額 1 2,000	人 補助額 1 2,000	人 補助額 4,000								人 補助額 1 2,000
ホッケー	人 補助額 7 14,000	人 補助額 18 36,000	人 補助額 10 20,000				人 補助額 13 26,000				人 補助額 13 26,000
駅伝	人 補助額 14,000	人 補助額 36,000	人 補助額 20,000			人 補助額 9 18,000					人 補助額 44 88,000
補助金対象者最大数 (マナージャー含まない)	バスケット(20) ソフトボール(18)	サッカー(18) 柔道団体(男子7 女子4)	野球(20) ソフトテニス団体(男子12 女子10)	バレーボール(12) ホッケー(7)	バレーボール(12) ホッケー(12)	卓球団体(8)					合計 577 1,154,000

所管部課名	学校教育課			担当者	上唐湊 司			
事務事業名	学校保健会運営補助金							
根拠法令	薩摩川内市教育委員会関係補助金等交付要綱、学校保健会運営補助金交付要領							
補助経過年数	16年以上20年以下							
平成25年度 予算額	344 千円	国県支出金 千円	その他 千円		一般財源 344 千円	その他の内容		
	指標名			目標値		目標年度		
成果指標①	学校保健安全研究大会の参加者数			400人		平成25年度		
成果指標②	—			—		—		
補助対象者	薩摩川内市学校保健会							
補助対象経費	○県・地区の負担金 ○研究大会運営費 ○会議費 ○資料作成費							
補助対象事業・活動の内容	○保健安全研究大会の実施 ○健康ガイドブックの作成・配付 ○学校保健会の実施 ○学校給食展への助成 ○さわやかな歯と口の健康づくり事業							
	分類	■運営補助のみ □事業補助のみ □運営補助と事業補助の両方 □その他						
補助金額又は補助率	補助対象経費の合計額（千円未満の端数切捨て）で、予算で定める額							
補助金額又は補助率の積算方法	学校保健会の運営に必要な額を積算							
補助を受ける事業（団体）等の 過去3カ年の決算状況	項目		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
			金額（千円）	割合（％）	金額（千円）	割合（％）	金額（千円）	割合（％）
	収入	自己資金	471,680	36.4%	468,940	32.8%	463,180	38.0%
		会費収入	211,680	16.3%	208,940	14.6%	203,180	16.7%
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成	260,000	20.1%	260,000	18.2%	260,000	21.3%
		市補助金	566,000	43.7%	566,000	39.6%	549,000	45.1%
			184	0.0%	135	0.0%	146	0.0%
		（前年度繰越金）	256,958	19.8%	393,007	27.5%	205,902	16.9%
		計	1,294,822	100.0%	1,428,082	100.0%	1,218,228	100.0%
	支出	事業費	901,815	69.6%	1,222,180	85.6%	1,044,879	85.8%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）	393,007	30.4%	205,902	14.4%	173,349	14.2%
		計	1,294,822	100.0%	1,428,082	100.0%	1,218,228	100.0%
	支出計/前年度支出計				110.3%		85.3%	
	自己資金/前年度自己資金				99.4%		98.8%	
	翌年度繰越金/市補助金		69.4%		36.4%		31.6%	
	交付件数		1件		1件		1件	
	成果指標の推移①		305人		312人		330人	
	成果指標の推移②		—		—		—	
特記すべき事項等	①地理的条件のため、甌島地域と本土と別々に学校保健安全研究大会を実施せざるを得ない。 ②理事会への甌島からの参加のための旅費が必要となる。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=合致しない】

要件	項 目	主管課	評価した内容についての説明 (合致しない理由や課題を含む)
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	本事業は、児童生徒の健康増進の向上を目指しており、市民の利益増進に寄与していると考ええる。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	本市における学校保健安全研究大会を運営するため、行政の支援が必要であり、当該団体が適当だと考える。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。(その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。)	A	当該団体が企画・運営する保健安全研究大会や健康ガイドブックの作成・配付等は、児童生徒の健康増進に効果を上げている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	指導における専門的な知識や識見が必要であり、当該団体が運営することが適当だと考える。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。(交付要綱の補助基準)	A	補助額は、児童生徒の健康保持・増進に運用され、これまでの実績からも補助額は妥当だと考える。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	B	自助努力で収入を生み出すことは困難で、補助金によって団体の活動が維持されている。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	B	教職員を含めた健康づくりのための保健安全大会により、一定の公益性があると考ええる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	本市の教職員で組織されており、補助金以外の財源を見出すことは困難である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	児童生徒の健康の保持増進の向上を目指すものであり、公費を充てるものとして妥当である。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価 (一次)結果	今後の改革の方向性 ☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続⇒今後の方向性 ☐ 拡大 ☐ 他の補助金と統合 ☐ 補助内容の改善 ☐ 移管 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止
	上記方向の理由 ①児童生徒の指導において、専門的な知識や識見が必要であることから、他の団体に依頼することは難しい。 ②自主財源がなく、自立することが難しい。
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 組織編成や効率化・適正化を図っていく。

学校保健会運営補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市教育委員会関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第103号）第2条の表に掲げる学校保健会運営補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 学校保健会運営補助金に係る補助事業等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 学校保健会運営補助金の交付を申請した各地域の学校保健会が計画する学校保健活動の一層の充実と健全な運営を図るものであること。
- (2) 前号の各地域の学校保健会計画の達成に資することが明白であること。

(補助金の額)

第3条 学校保健会運営補助金の額は、次条に定める経費の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(補助対象経費)

第4条 学校保健会運営補助金は、次の各号に掲げる項目であって、各地域学校保健活動に要する経費について交付する。

- (1) 学校における健康教育思想の普及啓発並びに関係者の旅費・謝金
- (2) 学校における健康教育の調査研究にかかる経費
- (3) 学校における健康教育関係の表彰にかかる経費
- (4) 学校における健康教育関係の各種大会の開催にかかる経費及び派遣旅費

(交付の申請)

第5条 学校保健会運営補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年7月31日とする。

(交付の基準)

第6条 学校保健会運営補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、

これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 当該申請者に学校保健会運営補助金を交付することが適当でないと認められる場合
(実績報告)

第7条 学校保健会運営補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類
(効果の測定)

第8条 学校保健会運営補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) 学校保健・安全研究大会への出席者数
- (2) 健康ガイドブックの利用状況
(補助事業者等の責務)

第9条 学校保健会運営補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の教育行政諸施策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

(削除)

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。